

1 基本的な考え方

- 道では、3年以上にわたる新型コロナウイルス感染症への対応について、有識者をはじめ、道民や市町村、関係団体など、幅広く意見を伺ってきた。
- こうした様々な意見を踏まえ、平時からの備えや初動対応、特措法に基づく措置など、課題等を認識した上で、新たな感染症危機への対応の方向性を整理したので、今後は北海道感染症予防計画等へ反映するなど、必要な対応を図っていく。

2 検証及び結果の反映

<検証の実施>

○有識者や専門家の意見を聴取

- ✓ 北海道感染症対策有識者会議（計7回）
- ✓ 北海道新興・再興感染症等対策専門会議（計3回）

○道民意識調査及び市町村等アンケート調査

- ✓ 道民意識調査
(1,500名を150地点から無作為抽出)
- ✓ 市町村及び関係団体アンケート調査
(179市町村、65団体（医療福祉、教育、経済分野等）)

○地域の医療機関や福祉施設、事業者へのヒアリング調査

- ✓ 医療機関、福祉施設、事業所等（45市町村61ヶ所）

課題認識

<対応の方向性>

○感染対策への対応や保健医療提供体制の確保、経済・雇用への支援など、3分野29項目について、取組実績及び課題と今後の対応方向を整理

- ・保健医療分野～9項目
- ・社会経済活動分野～15項目
- ・行政の対応分野～5項目

○今後、起こりうる新たな感染症危機への備えに活かしていくため、平時、初動、有事の各段階における道の体制や移行基準などの方向性を併せて整理

3 具体的な取組へ

反映

予 北海道感染症予防計画や保健所における健康危機対処計画等への反映

医療提供体制の確保や自宅療養者への支援などに加え、道の体制整備や保健所における業務体制等の見直し、人材育成などについて、計画に反映

行 新型インフルエンザ等対策政府行動計画を踏まえた北海道行動計画の策定

国は特措法に基づく政府行動計画の見直しを令和6年夏頃に予定しており、こうした国の動きも注視しながら、北海道行動計画の策定に向け、準備を進める

国への要請

新たな感染症の発生・まん延時における必要な措置やそれに伴う道民・事業者への影響など、今後、状況に応じて、知事会とも連携しながら国への要請を実施

個別事項に関する対応方向

予 北海道感染症予防計画への反映を予定するもの

行 政府行動計画を踏まえ北海道行動計画への反映が見込まれるもの

国 新たな感染症の発生・まん延時、状況に応じて国への要請を行うもの

＜保健医療＞

医療提供体制

(1) 入院医療体制の確保 予 行

医療機関と病床確保等について、協定締結を協議。

(2) 診療検査医療機関(発熱外来)の確保 予 行

医療機関と発熱外来の対応等について、協定締結を協議。

(3) 検査体制の整備 予 行

医療機関や民間検査機関と検査対応等について、協定締結を協議。

(4)〃(無料検査事業等) 国

国において安価かつ容易に検査キット等を購入できる体制を構築。

(5) 相談体制の充実 予 行

外部委託等を含め、的確に対応できる体制を構築。

(6) 療養体制の整備(宿泊療養) 予

事業者等と宿泊療養施設の体制整備について、協定締結を協議。

(7)〃(自宅療養) 予 行

療養者の急増や急変時などに速やかに対応する体制の構築。

保健所体制

(8) 保健所体制の構築 予 行

増大する業務量に対応する人員確保の検討のほか、ICTの活用や外部委託といった業務効率化を検討。

ワクチン接種

(9) ワクチン接種 行 国

接種業務の電子化を推進するほか、複数市町村による接種体制の広域化を検討。

＜社会経済活動＞

道民等への要請

(1) 道民・事業者への要請(道独自の緊急事態宣言) 国

国において、ウイルスの特性に応じた基準等を設定し、それを踏まえ、道として対策を検討。

(2)〃(特措法に基づく緊急事態措置) 行

地域の感染状況や医療提供体制、地域経済への影響等を踏まえた措置を検討。

(3)〃(新北海道スタイル) 行

これまでのノウハウを活かせるよう構築してきた企業等とのネットワークを維持。

(4)〃(第三者認証制度) 行

平時から情報提供体制を整備するなど構築した企業等とのネットワークを維持。

(5)〃(レベル分類等) 国

流行株の変異に応じ、その特性について分析を行い、速やかに基準に反映させるよう国に求めていく。

事業者等への支援

(6) 事業者への事業継続支援 行 国

地域の状況を把握しながら、国に対し、中小事業者等の支援に必要な予算を確保するよう求めていく。

(7) 労働者・雇用等への支援 行 国

国に対し、各種助成金等について必要な予算の確保や柔軟な対応を求めていく。

(8)～(10)需要喚起策(旅行・飲食・移動)等 国

国に対し、大きな影響が想定される事業者への影響緩和や利用者の利便性・公平性に配慮した適切な支援を求めていく。

生活困窮者への支援等

(11) 生活困窮者への支援 国

全国一律での機動的な制度の創設や、財政措置を講じるよう、国に求めていく。

(12)ひとり親世帯への支援 国

子育て世帯向けの全国一律での機動的な制度の創設や、財政措置を講じるよう、国に求めていく。

差別偏見対策

(13) 差別偏見対策 予 国

差別や偏見などの相談対応のほか相談事例の整理を行い、今後の取組に活用。

学校教育活動

(14) 学校教育活動(一斉臨時休業要請) 行

子どもたちや社会活動への影響を踏まえ慎重に検討。

(15)〃(学校での感染対策) 行

関係部局等と連携し、感染拡大が見込まれる際には時期を逸すことのないよう、対応。

＜行政の対応＞

体制の整備等

(1) 専門人材の確保・育成 予 行

医療機関と医療人材派遣等について、協定締結を協議、人材育成に向け、大学等と連携し、研修・訓練の機会確保と内容の充実。

(2) 道の体制整備 予 行

平時から実践的な職員研修や訓練の実施など、柔軟で機動的に対応できる体制を整備。

(3) 国への要請(道・全国知事会) 国

医療機関や事業者への支援などの効果や課題等を踏まえ、国の責任の下で実施するよう求めていく。

(4) 情報発信 予 行

民間企業等と連携し、様々な広報ツールを活用しながら、わかりやすく情報を発信。

(5) 市町村との連携 予 行

北海道感染症対策連携協議会等を活用し、平時から発生予防やまん延防止の施策について協議。

道の体制等に関する方向性

- コロナ禍で得た教訓を新たな感染症危機に活かしていくためには、平時における備えが重要。
- このため、初動・有事の際に柔軟で機動的な対応ができるよう、【今後の対応方向】で示した、平時における取組を具体化し、市町村や医療機関、関係団体と連携を図りながら、研修や訓練を重ねるなど、必要な準備を進め、初動・有事に向けた備えを強化していく。

道の体制イメージ

- 移行基準は、国の「新型インフルエンザ等(特措法第2条第1号に規定)発生時等における初動対処要領」(R5.9.1決定)に準拠

平 時

本部

備えを強化

実務

初動・有事への備えを強化するなど
柔軟で機動的に対応できる体制(※検討中)

司令塔機能

⇒本庁・振興局・出先機関における感染症対策部門の連携

専門的知見

計画進捗への助言

北海道感染症対策連携協議会

- ・保健医療提供体制の計画的な準備
- ・役割分担の明確化、連携の緊密化

主な取組

- 感染状況に関するモニタリング
- 実践的な訓練や研修の実施
- 保健所における職員の育成や受援体制等の整備
- 病床、発熱外来等の確保(協定締結等)

移 行 基 準

新型インフルエンザ等の国内外での
発生の疑いを把握した場合等

初 動

新型インフルエンザ等が発生し、
政府対策本部が設置された場合

有 事

特措法に基づく措置

迅速な対応

北海道感染症対策連絡本部 (根拠:要綱)

地方本部

連絡本部指揮室

北海道感染症対策本部 (根拠:特措法)

地方本部

対策本部指揮室

専門的助言

北海道感染症対策連携協議会

- ・感染症の性状等に応じた調整や対策への助言

北海道感染症対策有識者会議

- ・道民生活や経済を含めた総合的な助言

- 速やかな保健医療提供体制の整備に向けた調整
- 市町村や関係団体と連携した注意喚起の実施
- 国と情報共有を図りながら取組の強化等の検討・実施
- 感染予防の呼びかけ等における事業者との連携

- 感染状況に応じた保健医療提供体制の整備
- 地域の感染状況や医療提供体制などを踏まえ、特措法に基づく必要な措置の実施
- 事業者等への影響を踏まえた支援の実施